

## 狭山市の建築基準法における建築形態規制概要

平成26年2月現在

用途地域 制限内容	第1種・第2種 低層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域 工業専用地域	用途地域の指定のない区域		
								A地区	B地区	
容積率	80%	200%	200%	200%	400%	200%	200%	100%	200%	
前面道路幅員別 容積率制限	$W \times 4/10$ 道路幅員が12m未満の場合、道路幅員に4/10を乗じた値			$W \times 6/10$ 道路幅員が12m未満の場合、道路幅員に6/10を乗じた値					$W \times 4/10$ 道路幅員が12m未満の場合、 道路幅員に4/10を乗じた値	
建ぺい率	50%	60%	60%	80%	80%	60%	60%	50%	60%	
斜線制限	前面道路 ※1	$\angle 1.25$			$\angle 1.5$				$\angle 1.25$	
	隣地斜線	—	$20m + \angle 1.25$ 隣地境界線までの水平距離に1.25を 乗じたものに20mを加えた斜線	$31m + \angle 2.5$ 隣地境界線までの水平距離に2.5を乗じたものに31mを加えた斜線					$20m + \angle 1.25$ 隣地境界線までの水平距離に1.25を 乗じたものに20mを加えた斜線	
	北側斜線	$5m + \angle 1.25$ 真北方向の水平距離に 1.25を乗じたものに 5mを加えた斜線	—	—	—	—	—	—	—	
高さ制限	10m	—	—	—	—	—	—	—	—	
敷地境界線からの壁面後退	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
日影規制	制限を 受ける 建築物	軒の高さが7mを 超える建築物又は 地階を除く階数が 3以上の建築物	高さが10mを 超える建築物	高さが10mを 超える建築物	高さが10mを 超える建築物	—	高さが10mを 超える建築物	—	高さが10mを 超える建築物	高さが10mを 超える建築物
	測定面 ※2	1.5m	4m	4m	4m	—	4m	—	4m	4m
	日影 時間	3時間／2時間	4時間／2.5時間	4時間／2.5時間	5時間／3時間	—	5時間／3時間	—	4時間／2.5時間	5時間／3時間
法別表第4(に)欄の号	(1)	(2)	(1)	(2)	—	(2)	—	(2)	(3)	
22条区域	指定あり（防火・準防火地域を除く）							指定なし		

※1 前面道路の反対側の境界線までの水平距離に各値を乗じた斜線

※2 平均地盤面からの高さ

※3 個別の制限内容については、建築審査課までお問い合わせください。

※4 この表は、用途地域別による制限であるため、地区計画等の制限は別途、都市計画課にお問い合わせください。